

使用前検査申請内容の変更について

発室発第115号
令和5年10月26日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

令和2年4月17日付け発室発第16号をもって申請（令和3年7月27日付け発室発第54号，令和4年3月24日付け発室発第175号，令和5年1月13日付け発室発第137号，令和5年8月8日付け発室発第60号，令和5年9月8日付け発室発第86号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第16号（令和2年4月17日）

以下，使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第54号（令和3年7月27日）

発室発第175号（令和4年3月24日）

発室発第137号（令和5年1月13日）

発室発第60号（令和5年8月8日）

発室発第86号（令和5年9月8日）

(変更前)

別紙1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設※1, ※3, ※8, ※10
- ・計測制御系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設※4, ※6, ※11
- ・原子炉格納施設※2, ※5, ※12
- ・その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備※7
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設※9
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

※1：原子炉冷却系統施設の主配管「残留熱除去系ポンプA～残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器A」，「残留熱除去系ポンプB～残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器B」，「残留熱除去系熱交換器A～A系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A系統

代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，
「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，
「残留熱除去系ポンプ C～低圧代替注水系残留熱除去系配管 C 系合流点」，
「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，
「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，
「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，
「A 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053A」，
「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053B」，
「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」，
「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※ 2 : 原子炉格納施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，
「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，
「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，
「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，
「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，
「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，
「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，
「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，
「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，
「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，
「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，
「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」並びに原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※3 :

※4 :

※5 :

※6 : 放射線管理施設の主配管「給気口 ～ 緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海，東海第二発電所共用）」，「緊急時対策所非常用フィルタ装置出口配管緊急時対策所非常用フィルタ装置 ～ 緊急時対策所非常用送風機（東海，東海第二発電所共用）」，「緊急時対策所非常用送風機 ～ 建屋空調機械室，非常用換気設備室及び緊急時対策所（災害対策本部）（東海，東海第二発電所共用）」，「建屋空調機械室 ～ 給気ダクト分岐部その1（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その1 ～ 3階電気品室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その2 ～ 3階廊下（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その3 ～ 非常用換気設備室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その4 ～ 125V蓄電池室及び125V充電器室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その5 ～ 排煙機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その6 ～ 災害対策本部冷凍機室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その7 ～ 災害対策本部冷凍機室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その8 ～ 給気ダクト合流部その1及び災害対策本部空調機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト合流部その1 ～ 給気ダクト分岐部その9（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その9 ～ 災害対策本部空調機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト合流部その1 ～ 食料庫，緊急時対策所（宿泊・休憩室）及び緊急時対策所（災害対策本部）（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その10 ～ 2階電気品室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その11 ～ 除染室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その12 ～ ハロン消火設備室及び試料分析エリア（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その13 ～ CO₂消火設備室及び1階廊下(3)（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その14 ～ 放管資機材保管室

(東海, 東海第二発電所共用)」、 「給気ダクト分岐部その15 ～ 1階倉庫及び空気ポンベ室(東海, 東海第二発電所共用)」、 「給気ダクト分岐部その16 ～ 1階廊下(2)(東海, 東海第二発電所共用)」、 「給気ダクト分岐部その17 ～ 通信機械室及び2階廊下(1)(東海, 東海第二発電所共用)」、 「給気ダクト分岐部その18 ～ チェンジングエリア(東海, 東海第二発電所共用)」、 「給気ダクト分岐部その19 ～ 1階廊下(1)(東海, 東海第二発電所共用)」、 「1階倉庫 ～ 空気ポンベ室(東海, 東海第二発電所共用)」、 「試料分析エリア ～ 試料分析室(東海, 東海第二発電所共用)」、 「2階電気品室 ～ 24V蓄電池室2A(東海, 東海第二発電所共用)」、 「2階電気品室 ～ 24V蓄電池室2B(東海, 東海第二発電所共用)」、 「空気ポンベ室 ～ 還気ダクト合流部その1(東海, 東海第二発電所共用)」、 「ハロン消火設備室及び1階廊下(3) ～ 還気ダクト合流部その2(東海, 東海第二発電所共用)」、 「CO₂消火設備室 ～ 還気ダクト合流部その3(東海, 東海第二発電所共用)」、 「通信機械室, 2階廊下(1)及び1階廊下(2) ～ 還気ダクト合流部その4(東海, 東海第二発電所共用)」、 「1階廊下(1) ～ 還気ダクト合流部その5(東海, 東海第二発電所共用)」、 「2階電気品室 ～ 還気ダクト合流部その6(東海, 東海第二発電所共用)」、 「緊急時対策所(災害対策本部) ～ 還気ダクト合流部その17(東海, 東海第二発電所共用)」、 「食料庫及び緊急時対策所(宿泊・休憩室) ～ 還気ダクト合流部その8(東海, 東海第二発電所共用)」、 「災害対策本部空調機械室 ～ 還気ダクト合流部その7(東海, 東海第二発電所共用)」、 「還気ダクト合流部その7 ～ 還気ダクト合流部その17(東海, 東海第二発電所共用)」、 「還気ダクト合流部その17 ～ 還気ダクト合流部その9(東海, 東海第二発電所共用)」、 「3階電気品室 ～ 還気ダクト合流部その10(東海, 東海第二発電所共用)」、 「還気ダクト合流部その10 ～ 建屋空調機械室(東海, 東海第二発電所共用)」、 「非常用換気設備室 ～ 還気ダクト合流部その11(東海, 東海第二発電所共用)」、 「非常用換気設備室 ～ 還気ダクト合流部その12(東海, 東海第二発電所共用)」、 「災害対策本部冷凍機室及び125V充電器室 ～ 還気ダクト合流部その13(東海, 東海第二発電所共用)」、 「3階電気品室 ～ 還気ダクト合流部その14(東海, 東海第二発電所共用)」、 「排煙機械室及び3階廊下 ～ 還気ダクト合流部その15(東海, 東海第二発電所共用)」、 「排気ダクト合流部その1 ～ 還気ダクト合流部その16(東海, 東海第二発電所共用)」、 「チェンジングエリア ～ 排気ダクト合流部その2(東海, 東海第二発電所共用)」、 「除染室 ～ 排気ダクト合流部その3(東海, 東海第二発電所共用)」、 「放管資機材保管室及び試料分析室 ～ 排気ダクト合流部その4(東海, 東海第二発電所共用)」、 「24V蓄電池室2B ～ 排気ダクト合流部その5(東海, 東海第二発電所共用)」、 「24V蓄電池室2A ～ 排気ダクト合流部その6(東海, 東海第二発電所共用)」、 「125V蓄電池室 ～ 重力式差圧制御ダンパ(東海, 東海第二発電所共用)」、 「重力式差圧制御ダンパ ～ 排気口(東海, 東海第二発電所共用)」及び「緊急時対策所加圧設備 ～ 緊急時対策所(災害対策本部)(東海, 東海第二発電所共用)」並びに放射線管理施設の送風機「緊急時対策所非常用送風機(東海, 東海第

二発電所共用) 」並びに放射線管理施設のフィルター「緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海, 東海第二発電所共用)」については, 新たに設計及び工事の計画の認可(原規規発第2301202号)を受け本申請とは別の申請(令和5年9月8日付け発室発第84号)を行った範囲を, 本申請から除く。

※7: その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の電力貯蔵装置「逃がし安全弁用可搬型蓄電池」については, 新たに設計及び工事の計画の認可(原規規発第2301202号)を受け本申請とは別の申請(令和5年9月8日付け発室発第84号)を行った範囲を, 本申請から除く。

※8: 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の共通項目の基本設計方針の一部については, 新たに設計及び工事の計画の認可(原規規発第2301202号)を受けた基本設計方針を適用する。

※9: その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備「防潮扉2」の要目表については, 新たに設計及び工事の計画の認可(原規規発第2301202号)を受けた要目表を適用する。

※10:

※11:

※12:




(変更後)

別紙 1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・ 原子炉冷却系統施設※1, ※3, ※8, ※10, ※13
- ・ 計測制御系統施設※14
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ・ 放射線管理施設※4, ※6, ※11, ※15
- ・ 原子炉格納施設※2, ※5, ※12, ※16
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備※7, ※17
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設※9
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

の内容は防護上の観点から公開できません。

※1：原子炉冷却系統施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系ポンプ C～低压代替注水系残留熱除去系配管 C 系合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低压注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053A」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053B」，「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」，「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※2：原子炉格納施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低压注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」

側)」並びに原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については、新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第2109295号）を受け本申請とは別の申請（令和4年3月24日付け発室発第179号）を行った範囲を、本申請から除く。

※3 :

※4 :

※5 :

※6 : 放射線管理施設の主配管「給気口 ～ 緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海，東海第二発電所共用）」，「緊急時対策所非常用フィルタ装置出口配管緊急時対策所非常用フィルタ装置 ～ 緊急時対策所非常用送風機（東海，東海第二発電所共用）」，「緊急時対策所非常用送風機 ～ 建屋空調機械室，非常用換気設備室及び緊急時対策所（災害対策本部）（東海，東海第二発電所共用）」，「建屋空調機械室 ～ 給気ダクト分岐部その1（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その1 ～ 3階電気品室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その2 ～ 3階廊下（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その3 ～ 非常用換気設備室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その4 ～ 125V蓄電池室及び125V充電器室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その5 ～ 排煙機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その6 ～ 災害対策本部冷凍機室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その7 ～ 災害対策本部冷凍機室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その8 ～ 給気ダクト合流部その1及び災害対策本部空調機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト合流部その1 ～ 給気ダクト分岐部その9（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その9 ～ 災害対策本部空調機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト合流部その1 ～ 食料庫，緊急時対策所（宿泊・休憩室）及び緊急時対策所（災害対策本部）（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダク

の内容は防護上の観点から公開できません。

ト分岐部その10 ～ 2階電気品室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その11 ～ 除染室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その12 ～ ハロン消火設備室及び試料分析エリア（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その13 ～ CO₂消火設備室及び1階廊下(3)（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その14 ～ 放管資機材保管室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その15 ～ 1階倉庫及び空気ポンベ室（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その16 ～ 1階廊下(2)（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その17 ～ 通信機械室及び2階廊下(1)（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その18 ～ チェンジングエリア（東海，東海第二発電所共用）」，「給気ダクト分岐部その19 ～ 1階廊下(1)（東海，東海第二発電所共用）」，「1階倉庫～ 空気ポンベ室（東海，東海第二発電所共用）」，「試料分析エリア～ 試料分析室（東海，東海第二発電所共用）」，「2階電気品室～ 24V蓄電池室2A（東海，東海第二発電所共用）」，「2階電気品室～ 24V蓄電池室2B（東海，東海第二発電所共用）」，「空気ポンベ室～ 還気ダクト合流部その1（東海，東海第二発電所共用）」，「ハロン消火設備室及び1階廊下(3)～ 還気ダクト合流部その2（東海，東海第二発電所共用）」，「CO₂消火設備室～ 還気ダクト合流部その3（東海，東海第二発電所共用）」，「通信機械室，2階廊下(1)及び1階廊下(2)～ 還気ダクト合流部その4（東海，東海第二発電所共用）」，「1階廊下(1)～ 還気ダクト合流部その5（東海，東海第二発電所共用）」，「2階電気品室～ 還気ダクト合流部その6（東海，東海第二発電所共用）」，「緊急時対策所（災害対策本部）～ 還気ダクト合流部その17（東海，東海第二発電所共用）」，「食料庫及び緊急時対策所（宿泊・休憩室）～ 還気ダクト合流部その8（東海，東海第二発電所共用）」，「災害対策本部空調機械室～ 還気ダクト合流部その7（東海，東海第二発電所共用）」，「還気ダクト合流部その7～ 還気ダクト合流部その17（東海，東海第二発電所共用）」，「還気ダクト合流部その17～ 還気ダクト合流部その9（東海，東海第二発電所共用）」，「3階電気品室～ 還気ダクト合流部その10（東海，東海第二発電所共用）」，「還気ダクト合流部その10～ 建屋空調機械室（東海，東海第二発電所共用）」，「非常用換気設備室～ 還気ダクト合流部その11（東海，東海第二発電所共用）」，「非常用換気設備室～ 還気ダクト合流部その12（東海，東海第二発電所共用）」，「災害対策本部冷凍機室及び125V充電器室～ 還気ダクト合流部その13（東海，東海第二発電所共用）」，「3階電気品室～ 還気ダクト合流部その14（東海，東海第二発電所共用）」，「排煙機械室及び3階廊下～ 還気ダクト合流部その15（東海，東海第二発電所共用）」，「排気ダクト合流部その1～ 還気ダクト合流部その16（東海，東海第二発電所共用）」，「チェンジングエリア～ 排気ダクト合流部その2（東海，東海第二発電所共用）」，「除染室～ 排気ダクト合流部その3（東海，東海第二発電所共用）」，「放管資機材保管室及び試料分析室～ 排気ダクト合流部その4（東海，東海第二発電所共用）」，「24V蓄電池室2B～ 排気ダクト合流部その5（東海，東海第二発電所共用）」，「24V

蓄電池室 2A ～ 排気ダクト合流部その 6（東海，東海第二発電所共用）」，
「125V 蓄電池室 ～ 重力式差圧制御ダンパ（東海，東海第二発電所共用）」，
「重力式差圧制御ダンパ ～ 排気口（東海，東海第二発電所共用）」及び「緊急
時対策所加圧設備 ～ 緊急時対策所（災害対策本部）（東海，東海第二発電所共
用）」並びに放射線管理施設の送風機「緊急時対策所非常用送風機（東海，東海第
二発電所共用）」並びに放射線管理施設のフィルター「緊急時対策所非常用フィル
タ装置（東海，東海第二発電所共用）」については，新たに設計及び工事の計画の
認可（原規規発第 2 3 0 1 2 0 2 号）を受け本申請とは別の申請（令和 5 年 9 月 8
日付け発室発第 8 4 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※ 7 : その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の電力貯蔵装置「逃がし安全
弁用可搬型蓄電池」については，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2
3 0 1 2 0 2 号）を受け本申請とは別の申請（令和 5 年 9 月 8 日付け発室発第 8 4
号）を行った範囲を，本申請から除く。

※ 8 : 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針の一部に
ついては，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2 3 0 1 2 0 2 号）を受
けた基本設計方針を適用する。

※ 9 : その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備「防潮扉
2」の要目表については，新たに設計及び工事の計画の認可（原規規発第 2 3 0 1
2 0 2 号）を受けた要目表を適用する。

※10 :

※11 :

※12 :

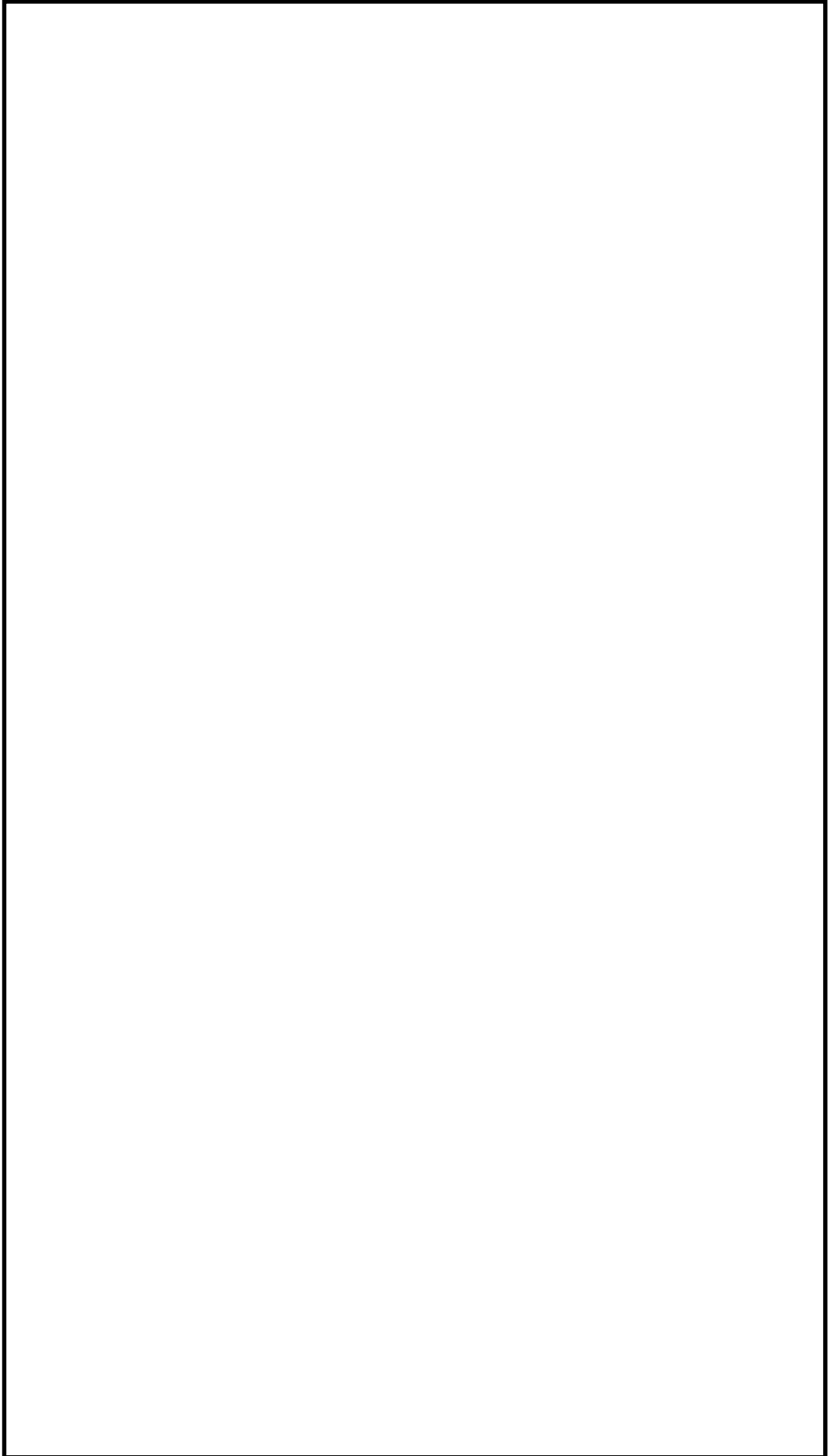
※13 :

の内容は防護上の観点から公開できません。

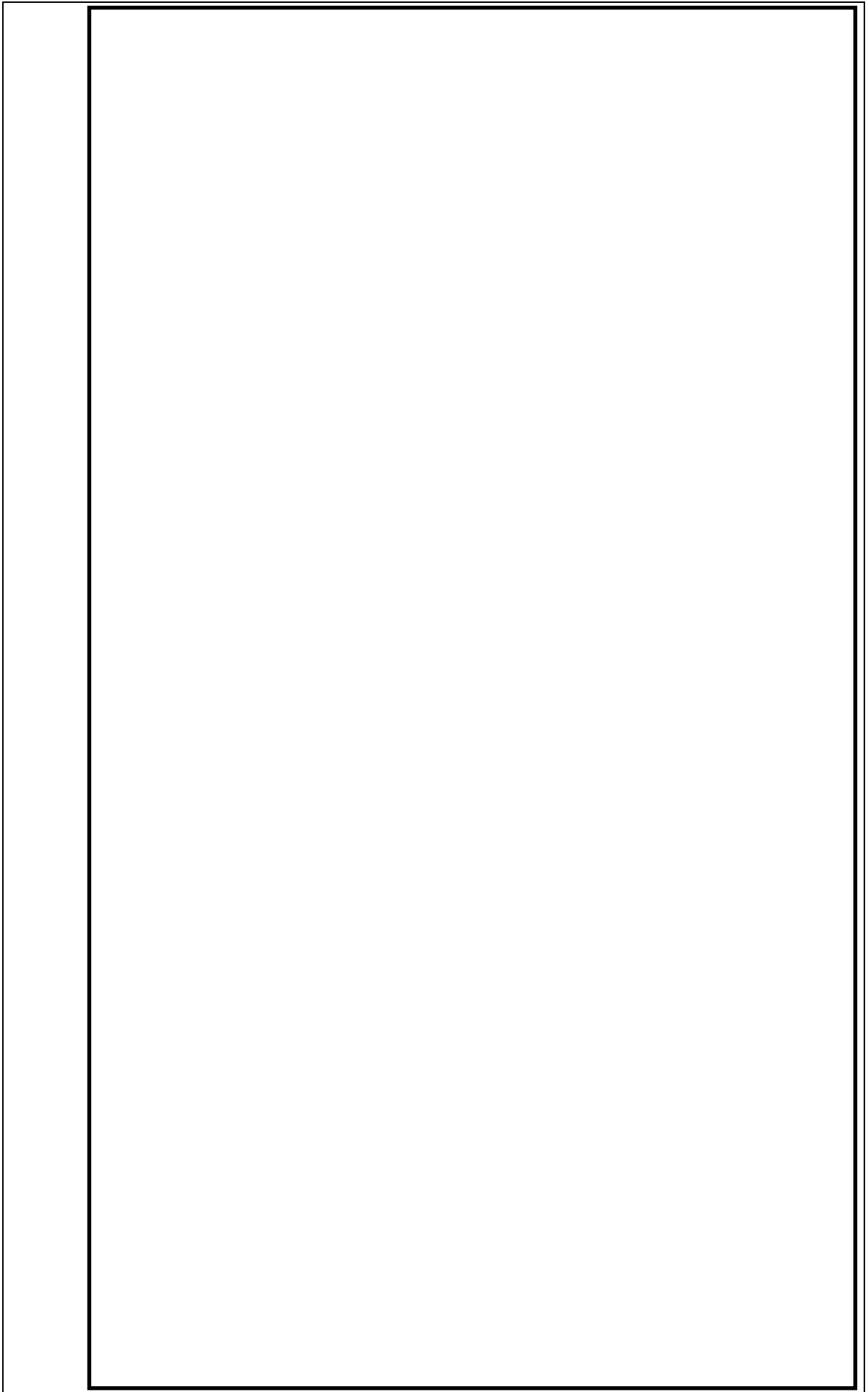
※14 :

※15 :

※16 :



の内容は防護上の観点から公開できません。



の内容は防護上の観点から公開できません。

※17:

2. 変更理由

申請対象となる発電用原子炉施設の一部変更※に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」を変更する。

※：令和5年10月2日付け原規規発第2310027号にて認可された設計及び工事の計画の設備について、本申請対象から除き令和5年10月26日付け発室発第114号にて検査を受検する。

以上